

中小企業者様の設備投資を支援します！ 【固定資産税優遇措置のご案内】

中津川市では生産性向上特別措置法に基づき、設備投資により労働生産性の向上をお考えの中小事業者の方に対し、新たに取得された機械等の固定資産税を 3年間ゼロとする支援制度をご用意しております。

1、対象となる事業者

以下のいずれかに該当する事業者が対象となります（全業種が対象）。

- 資本金 1 億円以下の法人（大企業の子会社等を除く）
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時雇用する従業員が 1,000 人以下の法人
- 常時雇用する従業員が 1,000 人以下の個人事業主

2、税優遇の対象設備

下の表にある対象設備のうち、以下の2つの要件を両方満たすもの

【要件①】 下記の一定期間内に販売されたモデルであること（中古資産は対象外）

【要件②】 生産性の向上が旧モデル比で年 1%以上向上していること

設備の種類	用途または細目	最低取得価格	販売開始時期
機械装置	すべて	160 万円以上	10 年以内
工具	測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内
器具・備品	すべて	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備	すべて	60 万円以上	14 年以内

3、必要な手続き

- ①新規取得予定の設備について、旧モデル比 1 % 向上を証明する工業会証明書を取得すること
- ②設備投資により生産性が年 3% 以上向上されるという「先端設備等導入計画」を作成すること。
作成に当たっては認定支援機関（商工会議所、北商工会や金融機関、税理士等のうち国の認定した者）のチェックを受け、確認書の発行を受けること
- ③市へ計画認定書と上記の書類、チェックシート等を提出（提出前に事前にご相談ください）
- ④計画認定後、設備取得を開始

4、注意事項

- 計画認定前に取得した資産は対象となりません。
- 認定支援機関による事前協議が必須となりますので、計画作成の際には早めに支援機関にご相談ください（認定支援機関については中部経済産業局 HP をご確認ください）。
- 別途細かい要件などもありますので、必ず事前に市へご相談ください。
- 計画認定を受けると税優遇のほか、対象資産に対する経済産業省補助金の審査加点や信用保証協会による保証枠の拡大等金融支援が受けられる場合があります。

【お問い合わせ先】

中津川市商工観光部工業振興課

TEL 0573-66-1111（内線 4261, 4262）